

沖市保幼第 513002 号  
令和 2 年 5 月 13 日

保育所等を利用する保護者 様  
保育所等利用者の雇用主 様

沖縄市長 桑 江 朝千夫  
(公印省略)

規模を縮小した保育の実施の終了と通常保育の実施に向けて (通知)

平素より、本市の新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力をいただき、感謝申し上げます。

本市におきましては、小中学校の臨時休校にあわせ、令和 2 年 4 月 8 日より家庭保育の協力をお願いし、令和 2 年 4 月 27 日からは、規模を縮小して保育を実施してまいりました。

沖縄県の休業要請が令和 2 年 5 月 14 日より段階的に解除されることから、規模を縮小した保育の実施については、令和 2 年 5 月 13 日までといたします。

この期間、保育所等を利用する保護者やその雇用主の皆さまには、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、家庭保育のご協力をいただいたことや、保護者の勤務調整等にご協力を賜りましたこと大変感謝申し上げます。

規模を縮小した保育の実施は令和 2 年 5 月 13 日で終了となりますが、市内小中学校の再開は令和 2 年 5 月 21 日を予定していることから、教育認定のみの児童の保護者については、令和 2 年 5 月 20 日までは家庭保育のご協力をお願いしたいと考えております。(勤務等があり預ける必要がある場合は、保育所等の利用は可能です。)

令和 2 年 5 月 21 日から通常保育を実施してまいりますが、園児が登園するにあたり、下記の留意事項について、ご理解とご協力をお願いいたします。

【今後の保育の提供のながれ】

- ① 令和 2 年 5 月 13 日まで  
規模を縮小した保育の実施
- ② 令和 2 年 5 月 14 日～令和 2 年 5 月 20 日  
家庭保育の協力のお願い (教育認定の児童の保護者など、家庭保育が可能な世帯)
- ③ 令和 2 年 5 月 21 日以降  
通常保育の実施

【留意事項】

- (1) 園児について、発熱や呼吸器症状など、風邪症状がある場合登園をお断わりすることとします。ただし、呼吸器症状等が感染症のものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。

- (2) 園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、最終接触日から2週間は登園をお断わりすることとします。
- (3) 園児や職員が感染した場合は、当該保育所等の一部又は全部を臨時休園にする場合があります。
- (4) 園児（家族含む）の新型コロナ患者の発生状況等については、保護者同意のもと、各関係機関と情報共有することとします。